

490

第五九五号

(決行後) 決行後 覽回		通 帶		局長		決裁指定		永久		保存期限		政務官 書記官 同付(決行前)
局長(部)局		局長(部)局		局長		決裁指定		永久		保存期限		
						大臣		件名		番 號		参 第 一 五 二 七 號
						要		三 八 式 歩 兵 銃 三 八 式 騎 兵 銃 四 式 騎 兵 銃				
						官 次		官 次 務 政				中 改 正 1 件
						要						
長 課		長 課		局長		局長		局長		局長		起元應(課名)
				局長		局長		局長		局長		審 案 筆 記 者
				局長		局長		局長		局長		技 術 本 部
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長		局長		局長		陸 軍
				局長		局長						

陸普 副官ヨリ技術本部長へ通牒

前題銃十一月十七日附陸技本甲第七五八號上申
ノ通改正セラルヘキニ付該圖面別紙目錄通送付セラレ度

陸普第七六二一號

昭和四年二月廿五日

右送付アリタル後尤案決行相成度

陸普 副官ヨリ別紙配賦表ノ箇所へ通牒

前題銃中 別紙圖面ノ通改正 セラレシニ付該圖面

別紙目錄通送付ス

追テ右改正ノ結果既製品ニ対スル修正ハ別紙
改正要領並修正実施区分表ニ依ラレ度

陸普第三九九號

昭和三年一月二十五日

附屬品送付済 昭和五年三月二十三日

9490

印刷目録

- | | | |
|-------------|------------|------------|
| 一三八式歩兵銃中修正圖 | 一三八式騎銃中修正圖 | 一四四式騎銃中修正圖 |
|-------------|------------|------------|

二二二部	二一一部	一九七部
------	------	------

[illegible]

四四式騎銃中改正要領施行修正実施区分表					面数	修正要領	修正範囲	実施区分
19	23	17	17	15	①糊杖	改正要領	既製品ニ対スル修正 ハ該部修理ノ際ニ 於テ実施スルモノトス	當該隊ノ令書ニ該 算ヲ以テ造兵教ニ 注メテ実施スルモノ トス
頁	油	洗	洗	①糊杖	糊杖	改正要領	既製品ニ対スル修正 ハ該部修理ノ際ニ 於テ実施スルモノトス	當該隊ノ令書ニ該 算ヲ以テ造兵教ニ 注メテ実施スルモノ トス
革	壺	顔	管	杖	杖	改正要領	既製品ニ対スル修正 ハ該部修理ノ際ニ 於テ実施スルモノトス	當該隊ノ令書ニ該 算ヲ以テ造兵教ニ 注メテ実施スルモノ トス
ラシム	茄子環ヲ附シ銃標法ヲ便ナ ラシム	九九式小銃ノ制定ニ伴ヒ メ トリルハニ銃一スル爲 体塗油桿頭 蓋擦ノ部ヲヒツケ15 メートルハニ改メ ラシム	九九式小銃ノ制定ニ伴ヒ メ トリルハニ銃一スル爲 体塗油桿頭 蓋擦ノ部ヲヒツケ15 メートルハニ改メ ラシム	九九式小銃ノ制定ニ伴ヒ メ トリルハニ銃一スル爲 体塗油桿頭 蓋擦ノ部ヲヒツケ15 メートルハニ改メ ラシム	九九式小銃ノ制定ニ伴ヒ メ トリルハニ銃一スル爲 体塗油桿頭 蓋擦ノ部ヲヒツケ15 メートルハニ改メ ラシム	改正要領	既製品ニ対スル修正 ハ該部修理ノ際ニ 於テ実施スルモノトス	當該隊ノ令書ニ該 算ヲ以テ造兵教ニ 注メテ実施スルモノ トス

10		9	8	葉面 數	三八式騎銃中改正要領修正実施区分表		
補足 糊杖	洗頭	洗管	②③ 糊杖				
径4.0ピッチ0.5ノメートルに收ちニ改ム		ラノメートルに收ちニ統一スル爲現製品ノ收ち部外径4.0ピッチ0.6ノ陸に收ちヲ外		凡九式小銃ノ制定ニ伴ヒ收ち部	改	正	要
既製品ニ對シテ修正公認部 既製品ニ對シテ修正公認部 既製品ニ對シテ修正公認部		既製品ニ對シテ修正公認部 既製品ニ對シテ修正公認部 既製品ニ對シテ修正公認部		既製品ニ對シテ修正公認部 既製品ニ對シテ修正公認部 既製品ニ對シテ修正公認部	修正 範圍	実施 区分	
注文シ実施スルモノトス		注文シ実施スルモノトス		注文シ実施スルモノトス	備考 隊令達發 算ヲ以テ達發 隊令達發		

1890

別紙添付

一五三七



陸軍

陸技本甲第七五六號

三八式歩兵銃
三八式騎銃
四式騎銃

制式中改正相成度件上申

昭和十四年十二月十七日

陸軍技術本部長 多田 禮書

陸軍大臣 畑 俊 六 殿

前題兵器制式中左記添付書類ノ通改正相成度上申ス

左記

三八式歩兵銃	切貼圖	一	葉	一	部
三八式歩兵銃	修正表	一	葉	二	部
三八式歩兵銃	修正實施參考表	一	葉	二	部
三八式騎銃	切貼圖	一	葉	一	部
三八式騎銃	修正表	一	葉	二	部
三八式騎銃	修正實施參考表	一	葉	二	部



7890

四 四 式 騎 銃 細 目 名 稱 表 中 改 正	四 四 式 騎 銃 修 正 實 施 參 考 表	四 四 式 騎 銃 修 正 表	四 四 式 騎 銃 切 引 貼 答
一	一	一	一
葉	葉	葉	葉
二	二	二	一
部	部	部	部

東京清水納

和拾四年正月拾七日
陸軍技術本報

1890

	,	,	,	,	17
	,	,	補足 棚杖	,	油 壺
	大図 (二ヶ所) 梯尺共	右 方	左 方	ね⑤ 蓋 ち 螺 山	ね② 塗油 桿頭 山
				16山	18山
	削 除	,	切 貼	P=1.5	P=1.5
	,	,	,	,	ねちチ「メートル」 ねちニ統一スル為

東京
清水納

9890

三八式歩兵銃修正実施参考表					
17	17	16	16	15	葉図 数面
油 壺	補 足 棚 杖	洗 頭	洗 管	②6 棚 杖	部修 品正 名スヘキ 称
九式小銃ノ制定ニ伴ヒね ち部ヲ一メートル「ねぢニ 統一スルタメ、塗油桿頭 蓋螺ノねぢ部ヲピツチ15ノ 一メートル「ねぢニ改ム	九式小銃ノ制定ニ伴ヒね ち部ヲ一メートル「ねぢニ 統一スルタメ、塗油桿頭 蓋螺ノねぢ部ヲピツチ15ノ 一メートル「ねぢニ改ム	部外径40ピツチ0.5ノ一メ トル「ねぢニ改ム	部外径40ピツチ0.6ノ陸ねぢ ヲ外径40ピツチ0.5ノ一メ トル「ねぢニ改ム	九式小銃ノ制定ニ伴ヒね ち部ヲ一メートル「ねぢニ 統一スルタメ、現制品ノねぢ 部外径40ピツチ0.6ノ陸ねぢ ヲ外径40ピツチ0.5ノ一メ トル「ねぢニ改ム	改 正 要 領
第三種	第三種	第四種	第四種	第三種	修 正 範 囲
丙	丙	丙	丙	丙	実 施 區 分
					摘 要

陸軍技術本部
昭和十四年十一月

陸軍

9890

陸軍制式兵器図								野 戦 兵 器	三 八 式 騎 銃 修 正 表	
葉番号	修正部名称	修正箇所	現	行	訂	正	修正理由			
8	① ²⁸ 体	左 方			切	貼	ねちチ「メートル」 ねちニ統一スル為			
,		右 方								
9	洗 管	② 洗 管 軸			,	,				
10	洗 頭	ねち「ピツチ」	0.6		0.5					
,		($\frac{10}{1}$) ねち 擴大図 梯尺共			削 除					
,	補足欄杖	左方ねち「ピツチ」	0.6		0.5					
,		右方ねち「ピツチ」	0.6		0.5					
,		($\frac{10}{1}$) ねち 擴大図 (ニヶ所) 梯尺共			削 除					

昭和四年十一月廿七日
陸軍技術本

4890

東京清水納

,	14
,	部 品 表
④ 蓋草摘要欄中	③ 釰摘要欄中
11 葉⑦ニ同シ	シ10 葉⑧ニ同
13 葉⑦ニ同シ	シ12 葉⑧ニ同
,	誤 記

8890

					三八式騎銃修正実施参考表	
葉 数	図 面	部 品 名 称	修 正 ス ヘ キ	改 正 要 領		
8	9	10	補 足 棚 杖	洗 頭	洗 管	洗 管
九 九 式 小 銃 ノ 制 定 ニ 伴 ヒ ね ぢ 部 ヲ 一 メ ー ト ル 「 ね ぢ ニ 統 一 ス ル タ メ 現 制 品 ノ ね ぢ 部 外 径 40 ピ ツ チ Q6 ノ 座 ね ぢ ヲ 外 径 40 ピ ツ チ Q5 ノ 一 メ ー ト ル 「 ね ぢ ニ 改 ム	第三種	第四種	第四種	第三種	丙	丙
					摘 要	陸軍技術本部 昭和十四年十一月

昭和十四年四月東京防川館

陸軍

6890

陸軍制式兵器図							野戰兵器	四四式騎銃修正表		図面二枚表一枚
修正理由										
葉番号	修正部名称	修正箇所	現行	訂正						
15	③1 棚杖	ねちノ「ピツチ」 (二ヶ所)	0.6	0.5	ねちチ「メートル」 ねちニ統一スルタメ					
		大図(20 ¹ / ₁)ねち擴 梯尺共		削除						
17	洗管	ねち部		切貼						
		ねちノ「ピツチ」	0.6	0.5						
		大図(10 ¹ / ₁)ねち擴 梯尺共		削除						
19	負革			引替	茄子環ヲ附シテ取扱 ヲ便ナラシムル為					
23	油壺	ね① 体 ち 山	18山 16山	P=1.5 P=1.5	ねちチ「メートル」 ねちニ統一スル為					

昭和拾四年三月拾七日
陸軍技術本部軍

0690

	23
	油 壺
ね⑤ 蓋 ち 螺 山	ね② 塗 油 桿 頭 山
16山	18山
P=1.5	P=1.5
	ねち「メートル」 ねちニ統一スル為

東京清水納

1690

						四四式騎銃修正実施参考表	
19		23	"	17	15	図面 薬数	陸軍技術本部 昭和十一年十一月
負		油	洗	洗	(31)	修正 部品 名称	
革		壺	頭	管	棚 杖	スヘキ	
茄子環ヲ附シ銃ノ操法ヲ便 ナラシム		九九式小銃ノ制定ニ伴ヒね ぢ部ヲ「メートル」ねぢニ 統一スルタメ、塗油桿頭 蓋螺ノねぢ部ヲピツチ1.5ノ 「メートル」ねぢニ改ム	ヲ外径40ピツチ0.5ノ「メー トル」ねぢニ改ム		九九式小銃ノ制定ニ伴ヒね ぢ部ヲ「メートル」ねぢニ 統一スルタメ現製品ノねぢ 部外径40ピツチ0.6ノ「メ トル」ねぢニ改ム	改正要領	
第三種		第三種	第四種	第四種	第三種	修正 範囲	陸軍技術本部 昭和十一年十一月
丙		丙	丙	丙	丙	実施 区分	
						摘要	

(昭和十三年四月 川崎)

7690

陸技本甲第五三號

三八式歩兵銃外二點圖面竝ニ修正表送付ノ件通牒

昭和十五年一月二十三日

陸軍技術本部副官 堀 部 武 雄

陸軍省副官 川 原 直 一 殿

客年十一月二十五日附陸技第七六二一號通牒ニ係ル首題ノ圖面竝ニ修正表左記ノ通送付ス

追テ現品ハ陸普番號押捺ノ上銃砲課ヘ直送可致ニ付承知ヤラレ度
左 記

三八式騎銃 改正

(圖面壹枚) 修正表壹枚

貳百拾壹通

四四式騎銃 改正

(圖面貳枚) 修正表壹枚

百九拾七通

三八式歩兵銃 改正

(圖面壹枚) 修正表壹枚

貳百貳拾貳通

陸軍省
昭和十五年一月二十五日

其一



陸 軍

参 1527